

一般廃棄物処理業許可証

住 所 函館市海岸町21番14号

氏 名 協栄廃棄物処理 有限会社

代表取締役 岡本 壮一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、令和 5年 6月 26日付申請の一般廃棄物の収集・運搬について許可する。

ただし、次の事項を承知すること。

令和 5年 6月 26日

亀田郡七飯町長 杉 原



1. 許可の期間 令和 5年 6月 26日より
令和 6年 3月 31日まで
2. 廃棄物の種類 し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物
3. 許可の区域 七飯町一円
4. 営業にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則を遵守すること。
5. 廃棄物の取り扱いについては、生活環境の保全上支障のないように的確にその業務を遂行する。